

令和2年第2回

富谷市議会定例会議案書

令和2年6月9日提出

富 谷 市

令和2年第2回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1号	富谷宿観光交流ステーション条例の制定について	1
議案第 2号	富谷市自家用有償旅客運送条例の制定について	7
議案第 3号	富谷市手数料条例の一部改正について	11
議案第 4号	富谷市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について	14
議案第 5号	富谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について	16
議案第 6号	富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について	18
議案第 7号	富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基 準を定める条例の一部改正について	21
議案第 8号	富谷市国民健康保険条例の一部改正について	24
議案第 9号	富谷市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	28
議案第10号	令和2年度富谷市一般会計補正予算（第3号）	別冊
議案第11号	令和2年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊

議案第12号	令和2年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第13号	令和2年度富谷市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第14号	令和2年度富谷市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第15号	富谷市道路線の廃止について	30
議案第16号	富谷市道路線の認定について	32
議案第17号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	34
議案第18号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	35
議案第19号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	36
議案第20号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	37
議案第21号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	38
議案第22号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	39
議案第23号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	40

承認

承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（富谷市税条例の一部を改正する条例）	41
-------	-------------------------------------	----

議案第 1 号

富谷宿観光交流ステーション条例の制定について
富谷宿観光交流ステーション条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月9日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、富谷宿観光交流ステーションの設置及び管理に関し必要な事項を定める条例を制定するもの。

富谷宿観光交流ステーション条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、富谷宿観光交流ステーションの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 富谷しんまちエリアの賑わいの創出、文化の伝承及び観光交流の拠点として、富谷宿観光交流ステーション（以下「ステーション」という。）を設置する。

2 ステーションの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富谷宿観光交流ステーション	富谷市富谷新町111番地1

(施設)

第3条 ステーションに次に掲げる施設を設ける。

- (1) 内ヶ崎作三郎記念館
- (2) 古民家
- (3) チャレンジ館
- (4) イベントスタジオ
- (5) 蔵
- (6) マルシェ広場
- (7) 野外交流サイト
- (8) イベントステージ
- (9) 軒下一間屋
- (10) 芝生広場
- (11) インフォメーション管理室

(職員)

第4条 市長は、ステーションに、所長及び必要な職員を置く。ただし、第13条の規定により指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にステーションの管理を行わせる場合は、この限りでない。

(開所時間)

第5条 ステーションの開所時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第3条各号に掲げる

施設ごとに前項の開所時間の範囲内でこれを変更することができる。

(休所日)

第6条 ステーションの休所日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第3条各号に掲げる施設ごとに休所日を変更し、又は臨時に休所日を設定することができる。

(行為の禁止)

第7条 ステーションにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物若しくは土石の類を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 立入禁止区域に立入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗入れ、又は駐車すること。
- (7) たき火をし、若しくは火気を持遊びその他危険な遊びをし、又は公衆のステーションの利用に支障ある行為をすること。

(使用の許可)

第8条 別表に掲げる施設を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (4) その他管理運営上不適当と認めるとき。

(使用許可の取消し)

第9条 市長は、前条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例の規定に基づく規則の規定に違反した場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止することができる。

2 前項の規定によって使用の許可を取り消し、又は使用を停止された者が損害を受ける

ことがあっても、市は、賠償の責めを負わないものとする。

(使用料)

第10条 使用者からは、別表に掲げる使用料を徴収する。

2 使用料は、市長の発行する納入通知書により納入しなければならない。

3 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、市の責めにより施設又は設備を使用することができなくなった場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、施設又は設備の使用が終わったときは、速やかに当該施設若しくは設備を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、指定管理者にステーションの管理を行わせることができる。

2 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、ステーションの管理を行わなければならない。

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせることができる業務は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1項に掲げる設置目的を達成するために必要な業務

(2) ステーションの使用の許可に関する業務

(3) ステーションの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 第1項の規定により市長が指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者は、施設の使用形態及び使用者の利便等を勘案し、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

5 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条中「市長」及び「市」とあるのは「指定管理者」と、前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第14条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者にステーションの施設の利用に関する料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、ステーションの施設を利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における第10条及び第11条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(損害の賠償)

第15条 ステーションの施設、設備等を毀損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第8条の規定による使用許可の手續及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部改正)

3 暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例（平成21年富谷町条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表の6の次に次のように加える。

7 富谷宿観光交流ステーション条例（令和2年富谷市条例第 号）に規定する富谷宿
観光交流ステーション

別表（第8条，第10条関係）

施設名称	使用料
古民家	1月当たり70,000円
チャレンジ館 店舗①	1月当たり50,000円
チャレンジ館 店舗②	1月当たり60,000円
チャレンジ館 店舗③	1月当たり50,000円
イベントスタジオ	1月当たり60,000円
蔵	1月当たり115,000円

備考

使用料の額が月を単位として定められている場合において，施設の使用期間に1月未満の端数が生じたときは，日割計算により，使用料の額を計算する。この場合において，1日当たりの額は，当該使用料月額に30分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。）とする。

議案第 2号

富谷市自家用有償旅客運送条例の制定について
富谷市自家用有償旅客運送条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月9日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定による国土交通大臣の行う登録を受けて市が行う自家用有償旅客運送の実施に関し必要な事項を定める条例を制定するもの。

富谷市自家用有償旅客運送条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条の規定に基づき、富谷市が行う自家用有償旅客運送に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 交通空白地域における市民の交通手段を確保するため、道路運送法第79条の規定による登録を受けて行う自家用有償旅客運送（以下「デマンド型交通」という。）を設置する。

(運行区域等)

第3条 デマンド型交通の運行区域は、道路運送法第79条の規定により登録を受けた区域とする。

2 デマンド型交通の運行時刻及び運行回数は、市長が別に定める。

(運行日)

第4条 デマンド型交通の運行日は、月曜日から金曜日までとし、富谷市の休日を定める条例（平成元年富谷町条例第37号）に規定する市の休日は、運行しない。

(運行の制限)

第5条 市長は、天災その他やむを得ない事情によりデマンド型交通の運行に支障があると認める場合には、運行区域若しくは運行回数を変更し、又は運行を中止することができる。

(利用方法)

第6条 デマンド型交通を利用する者（以下「利用者」という。）は、市長に利用の登録を受けなければならない。

2 前項の規定により登録を受けた者は、デマンド型交通を利用するときは、あらかじめ予約をしなければならない。

(登録の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込みにより利用の登録をしたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用の登録をしたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(使用料)

第8条 利用者からは、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、現金又は市長の発行する回数乗車券により納入しなければならない。

3 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、市の責めにより使用することができなくなった場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、デマンド型交通の安全保持のため、デマンド型交通の従事者の指示に従わなければならない。

(利用の制限)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、乗車を拒否し、又は降車させることができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 他の利用者に危害を加え、又は迷惑となる行為をしたとき。
- (3) 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第13条各号に掲げる者に該当するとき。
- (4) 旅客自動車運送事業運輸規則第53条各号に掲げる行為をしたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、運行上危険があると認めるとき。

(損害賠償)

第12条 利用者が、故意又は過失により、デマンド型交通に供する車両等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第6条の規定による利用の登録及びこれに関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

区分	使用料		
	大人（中学生以上）	小人（小学生）	未就学児
現金（乗車1回につき）	200円	100円	無料
回数乗車券 （100円券11枚つづり）	1,000円		

議案第 3号

富谷市手数料条例の一部改正について

富谷市手数料条例（平成12年富谷町条例第13号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月9日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市手数料条例の一部を改正する条例

富谷市手数料条例（平成12年富谷町条例第13号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			現 行		
第1条～第7条 略			第1条～第7条 略		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を徴収する事務	金額	摘要	手数料を徴収する事務	金額	摘要
略	略		略	略	
13 略	略		13 略	略	
_____	_____		14 個人番号通知カ ードの再交付	1枚につき50 0円	
14 略	略		15 略	略	
15 略	略		16 略	略	
16 略	略		17 略	略	
17 略	略		18 略	略	
18 略	略		19 略	略	
19 略	略		20 略	略	
20 略	略		21 略	略	
21 略	略		22 略	略	
22 略	略		23 略	略	
23 略	略		24 略	略	
24 略	略		25 略	略	
25 略	略		26 略	略	
26 略	略		27 略	略	
27 略	略		28 略	略	
28 略	略		29 略	略	
29 略	略		30 略	略	
30 略	略		31 略	略	
31 略	略		32 略	略	
32 略	略		33 略	略	

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4号

富谷市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

富谷市子ども医療費の助成に関する条例（平成16年富谷町条例第20号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月9日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

子どもの適正な医療機会の確保及び子育て家庭の経済的負担の更なる軽減を図るため、所要の改正を行うもの。

議案第 5号

富谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

富谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26
年富谷町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月9日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第6
3号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

富谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年富谷町条例18号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第9条 略</p> <p>（職員）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>4・5 略</p> <p>第11条～第21条 略</p>	<p>第1条～第9条 略</p> <p>（職員）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市_____の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>4・5 略</p> <p>第11条～第21条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月9日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

改正後	現行
<p>3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第7条～第36条 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合 <u>又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合</u>への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) 略</p> <p>第38条～第48条 略</p>	<p>号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第7条～第36条 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合 _____ _____ _____への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) 略</p> <p>第38条～第48条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7号

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年富谷町条例第20号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月9日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の
運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の改正を行
うもの。

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年富谷町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>第1条～第41条 略 (特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、<u>次のいずれかに該当する</u> _____ _____ときは、<u>第1項第3号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) <u>市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</u>。</p> <p>5 前項 <u>(同項第2号に係る部分に限る。)</u>の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福</p>	<p>第1条～第41条 略 (特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める</u>ときは、<u>同号</u> _____ _____の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>5 前項 _____の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉</p>

改 正 後	現 行
<p>社法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6～9 略</p> <p>第43条～第52条 略</p>	<p>法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6～9 略</p> <p>第43条～第52条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8号

富谷市国民健康保険条例の一部改正について

富谷市国民健康保険条例（昭和34年富谷町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月9日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し傷病手当金を支給するため、所要の改正を行うもの。

富谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富谷市国民健康保険条例（昭和34年富谷町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第16条 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u></p> <p><u>3 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p><u>4 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があ</u></p>	<p>第1条～第16条 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p>

改正後	現 行
<p><u>るときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)</u>とする。ただし、<u>健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</u></p> <p><u>5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</u></p> <p><u>6 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第4項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p><u>(他の法令による給付との調整)</u></p> <p><u>7 附則第3項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用し、又は例による場合も含む。)、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</u></p>	

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項から第7項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

議案第 9号

富谷市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

富谷市後期高齢者医療に関する条例（平成20年富谷町条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月9日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第28号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

富谷市後期高齢者医療に関する条例（平成20年富谷町条例第7号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条 略</p> <p>（市において行う事務）</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに令第2条並びに施行規則第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 広域連合条例附則第7項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>第3条～第10条 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>（市において行う事務）</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに令第2条並びに施行規則第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>第3条～第10条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

富谷市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により，市道路線を別紙のとおり廃止する。

令和2年6月9日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

富谷市ひより台二丁目地区の開発行為に伴い，既存の市道路線を再編成する必要が生じたため，1路線を廃止するもの。

別紙

路線 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
1012	自転車歩行者専用道路 ひより台4-12号線	富谷市ひより台二丁目39番1地先		
		富谷市ひより台二丁目40番2地先		

議案第16号

富谷市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により，市道路線を別紙のとおり認定する。

令和2年6月9日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

富谷市ひより台二丁目地区の開発行為に伴い，市道路線として新たに4路線を認定するもの。

別紙

路線 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
933	ひより台6-37号線	富谷市ひより台二丁目39番42地先		
		富谷市ひより台二丁目39番31地先		
934	ひより台6-38号線	富谷市ひより台二丁目39番7地先		
		富谷市ひより台二丁目39番43地先		
1012	自転車歩行者専用道路 ひより台4-12号線	富谷市ひより台二丁目7番7地先		
		富谷市ひより台二丁目68番地先		
1314	自転車歩行者専用道路 ひより台4-19号線	富谷市ひより台二丁目39番8地先		
		富谷市ひより台二丁目39番30地先		

議案第17号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会の委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 早 坂 和 也

生年月日

令和2年6月9日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

現委員の任期満了に伴い、新たに任命するため。

議案第18号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会の委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 浅 野 芳 夫

生年月日

令和2年6月9日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

現委員の任期満了に伴い、新たに任命するため。

議案第19号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会の委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 古 跡 幸 夫

生年月日

令和2年6月9日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

現委員の任期満了に伴い、新たに任命するため。

議案第20号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会の委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 佐 藤 政 悦

生年月日

令和2年6月9日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

現委員の任期満了に伴い、新たに任命するため。

議案第21号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会の委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 飯 田 由 美

生年月日

令和2年6月9日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

現委員の任期満了に伴い、新たに任命するため。

議案第 22 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会の委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 小 松 明 巳

生年月日

令和 2 年 6 月 9 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

現委員の任期満了に伴い、新たに任命するため。

議案第23号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会の委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 佐 藤 一 夫

生年月日

令和2年6月9日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

現委員の任期満了に伴い、新たに任命するため。

承認第 1号

専決処分の承認を求めることについて（富谷市税条例の一部を改正する条例）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月9日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

富専第11号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

富谷市税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和2年4月30日

富谷市長 若 生 裕 俊

富谷市税条例の一部を改正する条例

第1条 富谷市税条例（昭和29年富谷町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第150条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第9条の2 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～23 略</p> <p>24 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は零（<u>生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。第27項において同じ。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては、零</u>）とする。</p> <p>25・26 略</p> <p>27 <u>法附則第62条に規定する市町村の条例</u>で定める割合は零（<u>生産性の向上に重点的に取</u></p>	<p>第1条～第150条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第9条の2 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで _____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで _____」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～23 略</p> <p>24 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は零 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____とする。</p> <p>25・26 略</p>

改 正 後	現 行
<p><u>り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零）とする。</u></p> <p>第10条の3～第15条 略 （軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から <u>令和3年3月31日</u> までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>第15条の2の2～第23条 略 （<u>新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等</u>）</p> <p>第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する<u>条例で定める期間</u>について準用する。</p>	<p>第10条の3～第15条 略 （軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から <u>令和2年9月30日</u> までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>第15条の2の2～第23条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

第2条 富谷市税条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第150条 略	第1条～第150条 略

改正後	現行
<p>附 則</p> <p>第1条～第9条の2 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～26 略</p> <p>27 法 <u>附則第64条</u> に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零）とする。</p> <p>第10条の3～第24条 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</u></p> <p>第25条 <u>所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する</u></p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第9条の2 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～26 略</p> <p>27 法 <u>附則第62条</u> に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零）とする。</p> <p>第10条の3～第24条 略</p>

改正後	現 行
<p><u>指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p>	

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

令和2年第2回富谷市議会定例会議案書
訂正表

議案第 1号 富谷宿観光交流ステーション条例の制定について
6 ページ 上から 4行目 別表

訂 正 前		訂 正 後	
別表（第8条，第10条関係）		別表（第8条，第10条関係）	
施設名称	使用料	施設名称	使用料
古民家	1月当たり <u>100,000円</u>	古民家	1月当たり <u>70,000円</u>
チャレンジ館 店舗①	1月当たり <u>60,000円</u>	チャレンジ館 店舗①	1月当たり <u>50,000円</u>
チャレンジ館 店舗②	1月当たり <u>50,000円</u>	チャレンジ館 店舗②	1月当たり <u>60,000円</u>
チャレンジ館 店舗③	1月当たり 50,000円	チャレンジ館 店舗③	1月当たり 50,000円
イベントスタ ジオ	1月当たり 60,000円	イベントスタ ジオ	1月当たり 60,000円
蔵	1月当たり <u>145,000円</u>	蔵	1月当たり <u>115,000円</u>

※訂正箇所： が引かれた部分